

新旧対照表（現行基準及び平成 4 年基準）

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準 (平成 13 年 7 月 18 日 文部科学省告示第 132 号)	公立図書館の設置及び運営に関する基準 (平成 4 年 5 月 21 日報告)
<p>目次</p> <p>1 総則</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>(2) 設置</p> <p>(3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等</p> <p>(4) 資料及び情報の収集, 提供等</p> <p>(5) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力</p> <p>(6) 職員の資質・能力の向上等</p> <p>2 市町村立図書館</p> <p>(1) 運営の基本</p> <p>(2) 資料の収集, 提供等</p> <p>(3) レファレンス・サービス等</p> <p>(4) 利用者に応じた図書館サービス</p> <p>(5) 多様な学習機会の提供</p> <p>(6) ボランティアの参加の促進</p> <p>(7) 広報及び情報公開</p> <p>(8) 職員</p> <p>(9) 開館日時等</p> <p>(10) 図書館協議会</p> <p>(11) 施設・設備</p> <p>3 都道府県立図書館</p> <p>(1) 運営の基本</p> <p>(2) 市町村立図書館への援助</p> <p>(3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク</p> <p>(4) 図書館間の連絡調整等</p> <p>(5) 調査・研究開発</p> <p>(6) 資料の収集, 提供等</p> <p>(7) 職員</p> <p>(8) 施設・設備</p> <p>(9) 準用</p> <p>1 総則</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>この基準は, 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 7 条の 2 に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり, 公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>公立図書館の設置者は, この基準に基づき, 同法第 3 条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>1 趣旨</p> <p>(1) この基準は, 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 2 項に規定する公立図書館(以下「図書館」という。)の設置及び運営上の望ましい基準を定め, もって図書館の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 図書館の設置者は, この基準に従い, 同法第 3 条に規定する図書館サービスの水準の維持, 向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>なお, 係数により示した水準については, 現在, 図書館の中には整備途上の館が存在することに配</p>

<p>(2) 設置</p> <p>都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市（特別区を含む。以下同じ。）町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。</p> <p>市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置（適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。）に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。</p> <p>公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等</p> <p>公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、そのサービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。</p> <p>公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。</p> <p>(4) 資料及び情報の収集、提供等</p> <p>資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。</p> <p>資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。</p> <p>地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供する</p>	<p>慮し当面達成すべき水準を示したものであり、これを達成した場合にあっては、更に水準の向上を図るよう努めなければならないものとする。</p> <p>2 設置</p> <p>(1) 都道府県は、都道府県立図書館の整備に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、都道府県内の市区町村立図書館の設置及び運営に対する支援を行うものとする。</p> <p>(2) 市区町村（以下「市町村」という。）は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、図書館の設置に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館の設置、移動図書館の整備等に努めるものとする。</p> <p>3 資料・情報の収集・提供等</p> <p>(1) 図書館資料（以下「資料」という。）及び情報（第2章「3 情報サービス」にいう情報をいう。以下同じ。）の収集に当たっては、住民の学習活動等を適時、適切に援助するため、住民の多様な需要に十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 資料及び情報の整理、保存および提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。</p>
---	---

よう努めるものとする。

都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図るものとする。

- (5) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力
公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、公立図書館相互の連携(複数の市町村による共同事業を含む。)のみならず、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

(6) 職員の資質・能力の向上等

教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。

都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。

教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流(複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。)に努めるものとする。

2 市町村立図書館

(1) 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

(2) 資料の収集、提供等

住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の

(3) 都道府県立図書館と市町村立図書館との間においては、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、計画的に資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について連携協力を図るものとする。

- 4 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力
市町村立図書館は、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供の充実に努めるとともに、地域の状況に応じた特色ある図書館運営を推進しつつ、多様化、高度化する学習需要に対応するため、図書館等との間の資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、都道府県立図書館と市町村立図書館との連携協力を基本として、市町村立図書館相互、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館、公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携に努めるものとする。

5 職員の資質向上等

(1) 教育委員会及び図書館は、司書及び司書補(以下「専門的職員」という。)並びに一般事務及び技術に従事する職員の資質・能力の向上を図るため、継続的かつ計画的な研修事業の実施及びその内容の充実に努めるとともに、職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。

(2) 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の専門的職員等の資質の向上を図るために必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する図書館の専門的職員等をその研修に参加させるように努めるものとする。

(3) 教育委員会は、専門的職員の採用及び処遇改善に努めるとともに、その専門性の活用や生涯学習を援助するために必要な広い知見を得させる等の観点から、計画的に他の図書館、学校、社会教育施設、教育委員会事務局などとの人事交流に努めるものとする。

第2章 市町村立図書館

1 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な学習援助を行う機関として、地域の実情に即した運営に努めるものとする。特に、児童・青少年に対するサービスや様々な住民の利用に供しうるサービスの充実に努めるものとする。

2 貸出し

(1) 公開書架室の整備、情報機器の導入等による貸

迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。

多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。

電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。

本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実を図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。

資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

(3) レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の利用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実にも努めるものとする。

(4) 利用者に応じた図書館サービス

成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職、転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。

児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。

高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

障害者に対するサービスの充実に資するため、

出し手続きの簡素化、予約制度の採用等により、住民への貸出しを促進する体制の整備に努めるものとする。

(2) 年間貸出冊数は、人口1人当たり4冊以上となるように努めるものとする。

3 情報サービス

他の図書館等と連携しつつ、住民の求める事項について資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスやレフェラル・サービス等の充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、生涯学習情報その他の情報の提供を行うよう努めるものとする。

4 児童・青少年、障害者、高齢者等へのサービス

(1) 児童・青少年サービスの充実に資するため、児童室等必要なスペースの確保、児童・青少年用図書の収集、児童・青少年の読書指導、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。

(2) 障害者に対するサービスの充実に資するため、障害者用スロープ、車椅子用トイレなどの施設の整備、点字図書や録音図書、大活字本、拡大読書機等の資料や機器の整備、対面朗読、手話サービス、図書の郵送などの実施等に努めるものとする。

(3) そのほか、高齢者等の多様な利用者、就業等の状況、国際化などに対応して、選書及びサービス上の配慮などに努めるものとする。

障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実、資料利用を可能にする機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

(5) 多様な学習機会の提供

住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。

住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

(6) ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

(7) 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(8) 職員

館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。

館長となる者は、司書となる資格を有する者が

5 学習機会の提供

(1) 住民の自主的、自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催又は他の社会教育施設、大学、民間の関係団体等と共催するなど多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。

(2) 地域の人々や各種の専門領域に関し知識を有する者をボランティアとして受け入れるため、ボランティア希望者の把握、養成研修の実施、活動する場の積極的な提供などの諸条件の整備に努めるものとする。

6 広報

住民の図書館に対する理解と関心を高めるため、広報紙等を定期的に刊行するなど、積極的かつ計画的な広報活動に努めるものとする。

7 職員

(1) 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、不断に図書館機能を十分発揮できるよう努めるものとする。

館長となる者は、司書となる資格を有する者が

<p>望ましい。</p> <p>専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。</p> <p>図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。</p> <p>専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。</p> <p>専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。</p> <p>(9) 開館日時等</p> <p>住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに努めるものとする。</p> <p>(10) 図書館協議会</p> <p>図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。</p> <p>図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。</p> <p>(11) 施設・設備</p> <p>本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収集、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器・視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう努めるとともに、利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。</p>	<p>望ましい。</p> <p>(2) 市町村立図書館(分館を含む。)は、図書館サービスの対象となる地域内の人口に応じて、少なくとも図書館法第19条の規定に基づく図書館法施行規則に定める人数以上の専門的職員を確保するものとする。</p> <p>(3) 専門的職員は、資料の収集、整理、保存及び提供、情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上に努めるものとする。</p> <p>(4) 専門的職員のほか、必要な数の一般事務又は技術に従事する職員を置くものとする。</p> <p>(5) 専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜外部の専門的知識・技術を有する者の活用に努めるものとする。</p> <p>8 開館日時等</p> <p>住民の利用を促進するため、地域の状況や住民の生活時間等に考慮して、図書館の開館日・開館時間の弾力化、適切な周期による移動図書館の運行、利用し易い場所へのブックポストの配置などに努めるものとする。</p> <p>9 図書館協議会</p> <p>地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分反映した図書館の運営ができるよう図書館協議会の設置に努めるものとする。</p> <p>10 施設・設備の規模、内容</p> <p>(1) 市町村立図書館の本館及び分館の施設の規模は、当該市町村内の人口分布や地理的な条件等を勘案して決めるものとする。</p> <p>(2) 図書館には、次に掲げる機能を達成するために必要な施設及び設備を備えるものとする。</p> <p>資料の閲覧(視聴覚資料の利用を含む。)及び貸出</p> <p>資料及び情報の提供又は紹介についての相談</p> <p>資料の保存</p> <p>資料の整理、作成及び複写</p> <p>情報の収集、処理、蓄積及び提供</p> <p>集会、展示その他の学習機会の提供</p> <p>利用者の休憩・安全</p> <p>児童・青少年の利用</p> <p>障害者の利用</p> <p>図書館の利用を容易にする案内</p> <p>移動図書館等の図書館サービス</p> <p>管理事務</p> <p>(3) 資料や情報の量の増大を考慮し、保存スペース</p>
--	---

の確保に努めるとともに、電子的な蓄積方法についての検討にも努めるものとする。

- (4) 図書館の建設及び改築に関しては、各種の視聴覚機器・情報処理・通信機器等への対応や、落ち着いた雰囲気の中で利用しやすく快適であるような施設内外の環境の整備、生涯学習の拠点として有機的活用を図ることができる設計上の工夫などに努めるものとする。

11 資料等

- (1) 住民の要望に応えるため、図書の発行状況等を踏まえ、他の図書館との連携協力にも考慮して、図書館の機能が十分発揮できる種類及び量の図書の整備に努めるとともに、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。
- (2) 音声・映像などの多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。
- (3) 本館、分館、移動図書館等の資料及び情報を正確かつ迅速に検索できるデータベースの整備に努めるものとする。
- (4) 市町村立図書館の開架冊数の総数は、市町村の人口に応じて次に掲げる冊数以上とするよう努めるものとする。

人口1万人未満の場合 15,000冊

人口1万人以上3万人未満の場合

15,000冊に1万人を越える人口1人につき1.5の割合で累加した冊数

人口3万人以上10万人未満の場合

45,000冊に3万人を越える人口1人につき1.0の割合で累加した冊数

人口10万人以上60万人未満の場合

115,000冊に10万人を越える人口1人につき0.7の割合で累加した冊数

人口60万人以上の場合

465,000冊に60万人を越える人口1人につき0.5の割合で累加した冊数

- (5) 市町村立図書館は、毎年、開架冊数の5分の1以上の冊数を収集するよう努めるものとする。

3 都道府県立図書館

(1) 運営の基本

都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な援助を行うよう努めるものとする。

第3章 都道府県立図書館

1 運営の基本

- (1) 都道府県立図書館は、都道府県内の学習需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

- (2) 都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。

<p>都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。</p> <p>都道府県立図書館は、図書館以外の社会教育施設や学校等とも連携しながら、広域的な観点に立って住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町村立図書館への援助 市町村立図書館の求めに応じて、次の援助に努めるものとする。 ア 資料の紹介、提供を行うこと。 イ 情報サービスに関する援助を行うこと。 ウ 図書館の資料を保存すること。 エ 図書館運営の相談に応じること。 オ 図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。</p> <p>(3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク 都道府県立図書館は、都道府県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努めるものとする。</p> <p>(4) 図書館間の連絡調整等 都道府県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。 都道府県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他の都道府県立図書館、国立国会図書館等との連携・協力を努めるものとする。</p> <p>(5) 調査・研究開発 都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査・研究開発に努めるものとする。特に、図書館に対する住民の需要や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握、各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。</p> <p>(6) 資料の収集、提供等 都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(2)に定める資料の収集、提供等のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。 ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資</p>	<p>2 市町村立図書館への援助 市町村立図書館の求めに応じて、市町村立図書館に対し次の援助に努めるものとする。 一 資料の紹介、提供又は斡旋を行うこと。 二 情報サービスに関し援助すること。 三 当該図書館の資料を保存すること。 四 図書館運営の相談に応じること。 五 市町村立図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。</p> <p>3 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク 都道府県立図書館は、都道府県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、当該ネットワークを利用した情報及び資料の円滑な流通の確保に努めるものとする。</p> <p>4 図書館間の連絡調整 (1) 都道府県内の図書館の相互協力や振興等に資するため、都道府県内の図書館で構成する協会等を活用して、図書館間の連絡調整に努めるものとする。 (2) 都道府県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他の都道府県立図書館、国立国会図書館等との連携協力を努めるものとする。</p> <p>5 調査・研究開発 都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うため、調査・研究開発に努めるものとする。特に、図書館に対する地域住民の要望や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握、各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。</p> <p>7 資料等 (1) 我が国における出版物をはじめ、次に掲げるような資料の収集に努め、市町村立図書館等及び住民の要望に十分応えられる資料の整備に努めるものとする。</p>
---	--

<p>料の整備</p> <p>イ 高度化・多様化する図書館サービスに資するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布</p> <p>(7) 職員 都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(8)に定める職員のほか、3の(2)から(6)までに掲げる機能に必要な職員を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(8) 施設・設備 都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(11)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備を備えるものとする。</p> <p>ア 研修 イ 調査・研究開発 ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等</p> <p>(9) 準用 市町村立図書館に係る2の(2)から(11)までの基準は、都道府県立図書館に準用する。</p>	<p>国及び地方公共団体の機関の発行する刊行物</p> <p>科学技術に関する最新の資料</p> <p>障害者に対するサービスのための資料</p> <p>国際化に対応するサービスのための資料</p> <p>地誌その他当該都道府県内の地域に関連の深い資料</p> <p>専門雑誌及び外国雑誌</p> <p>新聞の全国紙及び地方紙</p> <p>多様な視聴覚資料</p> <p>(2) 都道府県立図書館は、多様化・高度化する図書館サービスに資するため、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布に努めるものとする。</p> <p>6 施設・設備 第2章10に定めた施設・設備のほか、都道府県立図書館には次に掲げる機能を達成するために必要な施設・設備を備えるものとする。</p> <p>(1) 研修の機能 (2) 調査研究の機能 (3) 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等のための保存センター的機能</p> <p>8 図書館未設置市町村への支援 (1) 都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村に対し、図書館が設置されるまでの間、当該市町村の要望や取組み努力に対応し、移動図書館又は貸出文庫によるサービス、公民館図書室への資料の一括貸出、都道府県立図書館と公民館図書室との連携・協力等に努めるものとする。 (2) 都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し助言を行うものとする。</p> <p>9 準用 第2章2(1)、3、4、5、6、7、8、9、10(3)及び(4)の規定は、都道府県立図書館に準用する。</p>
--	--